五アルファ―アンドロスタン―三アルファ・十七アルファ―ジオール、五アルファ―アンドロスタン―三アルファ・十七ベータ―ジオール、五アルファ―アンドロスタン―三ベータ・十七アルファ―ジオール、五アルファ―アンドロスタン―三ベータ・十七ベータ―ジオール、アンドロスタ―四―エン―三アルファ・十七アルファ―ジオール、アンドロスタ―四―エン―三アルファ・十七ベータ―ジオール、アンドロスタ―四―エン―三ベータ・十七アルファ―ジオール、アンドロスタ―四―エン―三ベータ・十七ベータ―ジオール、アンドロスタ―五―エン―三アルファ・十七アルファ―ジオール、アンドロスタ―五―エン―三アルファ・十七ベータ―ジオール、アンドロスタ―五―エン―三ベータ・十七アルファ―ジオール、四―アンドロステンジオール（アンドロスタ―四―エン―三ベータ・十七ベータ―ジオール）、五―アンドロステンジオン（アンドロスタ―五―エン―三・十七―ジオン）、エピ―ジヒドロテストステロン、エピテストステロン、エチオコラノロン、三アルファ―ヒドロキシ―五アルファ―アンドロスタン―十七―オン、三ベータ―ヒドロキシ―五アルファ―アンドロスタン―十七―オン、七アルファ―ヒドロキシ―ＤＨＥＡ、七ベータ―ヒドロキシ―ＤＨＥＡ、七―ケト―ＤＨＥＡ、十九―ノルアンドロステン、十九―ノルエチオコラノロン

注１　この１の規定の適用上、「外因性」とは、体内で通常自然に生成しない物質についていう。

注２　この１の規定の適用上、「内因性」とは、体内で通常自然に生成する物質についていう。

S1.2　他のたんぱく同化剤には、少なくとも次のものを含む。

クレンブテロール、選択的アンドロゲン受容体モジュレーター類（ＳＡＲＭｓ）、チボロン、ゼラノール、ジルパテロール

S2　ペプチドホルモン、成長因子及びそれらの関連物質

次の物質及び類似の化学的構造又は類似の生物学的効果を有する他の物質は、禁止する。

1　赤血球生成刺激剤（例えば、エリスロポイエチン（ＥＰＯ）、ダルベポエチン（ｄＥＰＯ）、低酸素誘導因子（ＨＩＦ）安定剤、メトキシポリエチレングリコール―エポエチンベータ（持続性エリスロポイエチン受容体活性化剤（ＣＥＲＡ））、ペギネサタイド（ヘマタイド））

2　男性について、絨毛性腺刺激ホルモン（ＣＧ）及び黄体形成ホルモン（ＬＨ）並びにそれらの物質の放出因子

3　コルチコトロピン類及びそれらの物質の放出因子

4　成長ホルモン（ＧＨ）及びその物質の放出因子並びにインスリン様成長因子―一（ＩＧＦ―一）

加えて、次の成長因子は、禁止する。

線維芽細胞成長因子類（ＦＧＦｓ）、肝細胞成長因子（ＨＧＦ）、機械的成長因子類（ＭＧＦｓ）、血小板由来成長因子（ＰＤＧＦ）、血管内皮細胞成長因子（ＶＥＧＦ）及び筋、腱若しくは靱帯のたんぱく質の合成若しくは分解、血管新生、エネルギーの利用、再生能力又は線維型の変換に作用する他の成長因子

これらに加え、類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する他の物質についても、禁止する。

S3　ベータ―二作用剤

全てのベータ―二作用剤（関連する場合には全ての光学異性体（例えば、ｄ体、ｌ体）を含む。）は、禁止する。ただし、吸入されるサルブタモール（二十四時間に最大で千六百マイクログラム）、吸入されるホルモテロール（二十四時間に最大投与量が五十四マイクログラム）及び製造者が勧告する治療のための処方に従って吸入によって摂取されるサルメテロールを除く。

尿中一ミリリットルにつき、千ナノグラムを超えるサルブタモール又は四十ナノグラムを超えるホルモテロールの存在は、その物質の意図された治療目的使用には当たらないと推定し、その異常な結果が前記の吸入によって使用する最大の量を限度として治療目的で吸入によって使用した結果であることを管理の下にある薬物動態試験により競技者が証明する場合を除くほか、違反の疑われる分析結果とみなす。

S4　ホルモン及び代謝モジュレーター類

次のものは、禁止する。

1　アロマターゼ阻害薬（少なくとも次のものを含む。）

アミノグルテチミド、アナストロゾール、アンドロスタ―一・四・六―トリエン―三・十七―ジオン（アンドロスタトリエンジオン）、四―アンドロステン―三・六・十七―トリオン（六―オキソ）、エキセメスタン、ホルメスタン、レトロゾール、テストラクトン

2　選択的エストロゲン受容体モジュレーター類（ＳＥＲＭｓ）（少なくとも次のものを含む。）

ラロキシフェン、タモキシフェン、トレミフェン

3　その他の抗エストロゲン物質（少なくとも次のものを含む。）

クロミフェン、シクロフェニル、フルベストラント

4　ミオスタチンの機能を緩和する薬剤（少なくとも次のものを含む。）

ミオスタチン阻害剤

5　代謝モジュレーター類

(a)　インスリン類

(b)　ペルオキシソーム増殖因子活性化受容体デルタ（ＰＰＡＲデルタ）作用剤（例えば、ＧＷ一五一六）、ペルオキシソーム増殖因子活性化受容体デルタ―アデノシン一りん酸活性化たんぱく質キナーゼ（ＡＭＰＫ）系作用剤（例えば、ＡＩＣＡＲ）

S5　利尿剤その他の隠蔽剤

隠蔽剤は、禁止する。隠蔽剤には、次のものを含む。

利尿剤、デスモプレシン、血漿増量剤（例えば、グリセロール、静脈内に投与するアルブミン、デキストラン、ヒドロキシエチルでん粉及びマンニトール）、プロベネシド及び類似の生物学的効果を有する物質。歯科用の麻酔としてのフェリプレシンの局所への投与は、禁止しない。

利尿剤には、次のものを含む。

アセタゾラミド、アミロリド、ブメタニド、カンレノン、クロルタリドン、エタクリン酸、フロセミド、インダパミド、メトラゾン、スピロノラクトン、チアジド類（例えば、ベンドロフルメチアジド、クロロチアジド、ヒドロクロロチアジド）、トリアムテレン、バプタン類（例えば、トルバプタン）及び類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する物質（禁止されていないドロスピレノン、パマブロム並びに局所に使用するドルゾラミド及びブリンゾラミドを除く。）

閾値を限度とする使用を条件とする物質（ホルモテロール、サルブタモール、カチン、エフェドリン、メチルエフェドリン及びプソイドエフェドリン）を利尿剤その他隠蔽剤とともに競技会又は競技会外で使用する場合には、利尿剤その他隠蔽剤に関して許与される治療目的使用の除外措置に加え、当該物質に関する治療目的使用の除外措置が許与されることを要する。

禁止される方法

M1　血液及び血液成分の操作

次のことは、禁止する。

1　自己血、同種血若しくは異種血又は赤血球生成物（由来を問わない。）を、その量にかかわらず、循環器に投与し、又は再注入すること。

2　少なくとも次の物質の使用により、酸素の摂取、運搬又は到達を人為的に促進すること。ただし、補給のための酸素を除く。

ペルフルオロ化合物、エファプロキシラール（ＲＳＲ一三）及び修飾ヘモグロビン生成物（例えば、ヘモグロビンに基づく血液代替物、ヘモグロビンのマイクロカプセル生成物）

3　物理的又は化学的な手段を用いた血液又は血液成分についての血管内の操作を行うこと。